

山口きらら博記念公園利用・周遊促進コンテンツ試作業務委託プロポーザル仕様書

1 業務名称

山口きらら博記念公園利用・周遊促進コンテンツ試作業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月28日まで

3 委託上限額

3,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 履行場所

山口きらら博記念公園内（山口県山口市阿知須地内）

5 本業務の内容

(1) コンテンツ立案・試作

公園の情報を発信するとともに、アミューズメント性があり、公園の利用や公園内の周遊を促進する機能を有し、スマートフォンで容易に閲覧可能なコンテンツの立案・試作

[公園情報の提供と周遊の促進]

- ・公園全体のイメージ図にコンテンツ利用者の現在地を表示
※広さ（施設までの距離）や方角が伝わるような仕様
- ・トイレ、自動販売機、シャワー室、授乳室・オムツ替えスペース、wi-fi スポット、レストラン・キッチンカー等への誘導（経路表示）
- ・ジョギング・サイクリングコース表示
- ・来園者の周遊を促進する機能（スタンプラリー、特定の者のメッセージが公園の特定の場所に行けば聞ける等）

[その他]

- ・山口きらら博記念公園公式HPとの連携（掲載情報へのリンク等）
- ・現地のリアルタイムの様子が確認できる機能

(例)

- ・主要箇所のライブカメラ映像の配信
- ・利用者が現地で撮影した画像、映像を投稿・共有・配信できる機能

(2) 実証イベントの開催

- ・山口きらら博記念公園で実証イベントを実施し、結果を分析

(例)

- ・スタンプラリーイベント

- ・公園内で撮影した写真コンテスト
- (3) 打合せ協議
 - ・初回・中間・完了の3回
- (4) 報告書作成
 - ・分析に基づく県への提案

6 委託条件

(1) 実施体制等

受託者は、業務責任者、連絡担当者及び業務従事者を定め、契約締結後速やかに県へ報告すること。原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、県に申し出ること。

(2) 実施計画書

受託者は、契約後速やかに、実施方法を取りまとめたプロジェクト実施計画書（任意様式）を作成し、県の了解を得ること。

(3) 委託料の支払等

委託料の対象となる経費は、直接業務履行のために必要となる人件費、謝金、旅費、消耗品費、賃借料、印刷製本費、光熱水費などであり、その他一切の経費は、委託料に含まれるものとする。

パソコンのように汎用性が高い物品および耐用年数が1年以上かつ取得価格が10万円以上となる物品の購入費用、業務委託期間外の賃借料に関しては、委託料の対象外とする。

(4) 経理処理

受託者は本業務に係る経理処理について、収入額及び支出額を記載し、経費の使途を明らかにすること。

7 業務の成果物

(1) 業務完了報告書

成果物の様式、記載内容について、事前に県と協議し承認を受けた上で提出すること。

(2) 成果物は電子データ（Word、Excel、PowerPoint 等）で提出すること。

(3) 委託料の支払いは、受託者が業務完了報告書を提出し、県が請求された委託経費内訳の額を項番6(4)に記した証拠書類に基づき確認した後となる予定。